

2019年度(第39回)四国アマチュアゴルフ選手権競技 競技規定

主催：四国ゴルフ連盟

SGU SHIKOKU GOLF UNION

期 日：5月28日(火) 29日(水) 30日(木) 31日(金)

場 所：松山ゴルフ倶楽部

〒791-0314 東温市松瀬川乙997番地

TEL.089-966-2100

1. ゴルフ規則：日本ゴルフ協会ゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定：競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件：5月28日(火) 29日(水) 第1・第2ラウンド(18ホール・ストロークプレー)
36ホールを終わり、100位タイまでの者が第3ラウンドに進出する。
5月30日(木) 31日(金) 第3・第4ラウンド(18ホール・ストロークプレー)
※ 本競技は“36ホール終了”をもって成立とし、4日間で72ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。
※ 第2ラウンドの終了後、第3ラウンドのスタート時刻ならびに組合せが発表された後に第2ラウンドまでの競技失格者等が出て、100位タイのストローク数に変更があった場合でも第3ラウンドに進出する選手は追加しない。
4. タイの決定：72ホールを終わり1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い優勝者を決定する。なお、3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の競技者は2位タイとする。
5. 特定の用具の使用制限：(a)適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型G-1を適用する。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
(b)適合球リスト：ローカルルールひな型G-3を適用する。
このローカルルールの違反の罰：失格
注：適合クラブと球の更新されたリストは www.randa.org で閲覧できる。
6. 距離計測機：ラウンド中、プレーヤーは電子的な距離計測機器を使用して距離情報を得てはならない。
このローカルルールの違反の罰—規則4.3参照
7. 移動：第1・第2ラウンド
正規のラウンド中の移動については共用の乗用カート及びコース内備え付けの移動用機器の使用を認める。
第3・第4ラウンド
ラウンド中、プレーヤーやキャディーは動力付きの移動機器に乗車して移動してはならない(ただし、委員会が承認する場合や、事後承認した場合を除く)。ストロークと距離の罰に基づいてプレーする(あるいはプレーした)プレーヤーは常に動力付きの移動機器に乗車して移動することが承認される。プレーヤーは違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。2つのホール間の違反は次のホールに適用される。
8. キャディー：正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は規則10.3aを適用する。
9. 競技終了時点：本選手権競技は、優勝者に優勝楯が贈呈された時点をもって終了したものとみなす。
10. 参加資格：JGA/USGAハンディキャップインデックスを所持し、次のいずれかに該当する男子アマチュアゴルファー(出生時)に参加資格を付与する。
 - (1) 連盟加盟倶楽部に所属する会員で各県予選において次の各県割当数に該当する者。
(シード者及び連盟加盟倶楽部会員以外を除く)
徳島県 26位 高知県 33位 香川県 53位 愛媛県 38位 (順位はタイ)
 - (2) 過去3年間本競技優勝者及び前年度本競技30位タイまでの者
 - (3) 前年度四国ジュニアゴルフ選手権競技(男子15歳～17歳の部)優勝者及び2位者
 - (4) 前年度四国ジュニアゴルフ選手権競技(男子12歳～14歳の部)優勝者及び2位者
 - (5) 前年度西日本アマチュアゴルファーズ選手権 優勝者(四国地区在住)
 - (6) SGU特別承認者※1： 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格

を取り消すことができる。

- ※2： 本競技の県予選に参加する競技者は、1 県のみを選定し 2 県以上の参加申込（エントリー）は認めない。これに違反した場合、(1)の割当数に入っても本年度の当競技への出場は認めない。
- ※3： 本競技へ参加する競技者は、他地区連盟主催の同競技へのエントリーはできない。これに違反した場合、注1を適用する。
- ※4： (2)の資格で出場を申し込む者は、連盟所属倶楽部会員または四国在住を条件とする。
- ※5： 資格(6)の SGU 特別承認者については競技委員会の判断により JGA/USGA ハンディキャップインデックスを所持していなくとも参加を承認することがある。

11. 入 賞： 優勝、2 位、3 位、4 位、5 位タイ迄

12. 参 加 申 込： 参加希望者は、参加料を添えて所属倶楽部に申し込むこと。
申し込みを受けた倶楽部は、所定の申込書に記入し参加料を添えて連盟へ申し込むこと。
申込み用紙は FAX、参加料は下記指定口座へ振り込むこと。
振込先： 四国ゴルフ連盟 口座番号 伊予銀行本店 (普) 1657319
ファックス番号 089-990-3261

13. 申 込 締 切 日： 5 月 9 日 (木) 午後 5 時までに SGU 事務局へ必着のこと。
締切後の申込みは理由の如何を問わず受理しない。

14. 参 加 料： 10,000 円

注1： 申込締切後に参加を取り消した場合、参加料は返金しない。
(参加資格を喪失し出場できなかった場合も含む)

注2： 締切前に参加を取り消した場合、参加料は返金するが、その際にかかる手数料(銀行振込手数料等)は申込者の負担とする。

15. 個人情報に関する同意内容： 参加希望者は、参加申込みに際し、「四国アマチュアゴルフ選手権競技参加申込書」により、四国ゴルフ連盟が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、予め同意することを要する。

(1) 四国アマチュアゴルフ選手権の参加資格の審査。

(2) 本競技の開催および運営に関する業務。これには、参加者に対する競技関係書類の発送や関係機関(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、所属、その他選手紹介情報ならびに選手権の競技結果の公表を含む。

(3) この申込書による参加者の個人情報と、本競技における競技結果の記録の保存、ならびに本競技終了後において必要に応じ、そのうち参加申込書に記載の公表事項の適宜の方法による公表。

16. 肖像権に関する同意内容： 参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技に関して、報道、広報のため、あるいは四国ゴルフ連盟の目的に反しない範囲で利用するために、写真・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物にかかる競技者の肖像権を四国ゴルフ連盟に譲渡することを、予め承諾することを要する。

17. 練 習 日： 土曜、日曜、祝日を除き開催コースの指定する日とし競技会の当日及び前 2 回に限り会員並み扱いとする。
但し、所属倶楽部または連盟にエントリーを済ませた者に限ることとし、予約は必ず所属倶楽部を通して申し込むこと。

- 付記： (1) 本競技上位者 7 名に、第 104 回日本アマチュアゴルフ選手権競技(7 月 9 日～12 日 三重県伊勢カントリークラブ)への参加資格を付与する。
※参加資格の順位にタイが生じた場合の決定方法については、後日発送する「参加選手への注意事項」と大会当日掲示板において告知する。
※JGA 主催同競技は 2014 年からの新しい溝の規則が適用されるので参加選手は注意すること。
- (2) 本競技の最終成績により委員会が推薦する者に中四国オープンゴルフ選手権競技(8 月 29 日～31 日広島県鷹ノ巣ゴルフ倶楽部)への参加資格を付与する。

※本競技において日本アマチュアゴルフ選手権競技の出場資格を取得した後、その出場を取りやめた場合、次位の選手に出場資格を付与する。

注：上記参加資格の付与にあたっては、それぞれの競技に必要となる他の参加資格を満たすことを条件とする。